

令和元年12月6日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和元年12月6日 午後3時02分
第一委員会室

2 閉会日時 令和元年12月6日 午後3時35分

3 委員氏名

(1) 出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	篠崎 正信	安武 昇
宮本 重和	青谷 富彦	長崎 隆児	原 月江
高原多恵子	渋谷 健一	渡 健一郎	安武 正一
青柳 茂	井上 英二		

(2) 欠席者

木村 一壽	阿部 茂典
-------	-------

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	瀧本 佳規
係	小嶋 勉
係	中田 学
係	松永健太郎

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条(委員会)

議案第2号 農地法第5条事業計画変更申請

議案第3号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)

報告第1号 公共事業に伴う農地の一時使用届出書の受理について

報告第2号 利用権の終了(農地利用集積計画)

午後3時02分開会

○事務局長()君) それでは、定刻になりましたので、令和元年第12回古賀市農業委員会定例総会を開催させていただきます。

開催の前に、本日の出席委員の確認をさせていただきます。本日の出席委員は18名でございます。■■委員、■■委員の欠席の連絡をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の条件を満たしておりますことから、本日定例総会を成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会長が議長を務めていただきますことから、以降の議事進行については■■会長、よろしくお願い申し上げます。

○議長（■■君） こんにちは。きょうは予定ちょっとありまして、で大変申し訳なかったんですけど、いろいろありまして事務局説明してくれましたが申し訳ありませんでした。

では、ただいまから令和元年第12回農業委員会定例総会を開催いたします。

○議長（■■君） 本日の議事録署名人は、安武昇委員と井上英二委員でお願いいたします。

○議長（■■君） では、日程1、議案第1号、農地法第3条、要は申請番号12-6の事業説明をお願いいたします。

○係（中田 学君） 議案第1号、農地法第3条の許可申請、番号12-6について説明いたします。

今回の申請内容は、申請人が農地を売買によって所有権を移転し、農地として使用していくものです。

譲受人は、年齢53歳で古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は約20年と伺っております。所有する農機具は、トラクター、軽トラックを1台ずつ所有されています。現在の農業経営状況といたしましては、本人と奥様、御両親の4人で露地野菜、マンゴーの生産をされています。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページをお願いいたします。今回の申請地は青柳区公民館の南西に位置している丸囲み内の斜線部1筆でございます。

今後の申請地における営農計画といたしましては、畑として露地野菜の作付を行っていききたいとのことです。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は1万634平米で、今回の申請地83平米を合わせますと1万717平米となり、50a要件を満たしております。

あわせて、地域農業委員さんの署名捺印をいただいていることから事務局で受理しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、申請番号12-6に対して賛成されます組合員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく議案第1号の申請番号、12-7、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） 議案に入ります前に、 委員が関係者となりますので、御退席をお願いいたします。

〔 委員 退席〕

○係（ 君） 議案第1号の農地法3条の許可申請、番号12-7について説明いたします。

今回の申請は、申請人が申請地を贈与により所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

譲受人の年齢は31歳で古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は約9年と伺っております。現在の農業経営状況といたしましては、本人と御両親で水稲、イチゴ、野菜の生産をされています。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の4ページ目をお願いいたします。

今回の申請地はセブンイレブンのある町川原交差点の南東に位置している丸囲み内の斜線部3筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、田として水稲の作付を行っていききたいということです。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は3万2,941平米で、今回の申請は同一世帯内の申請であることから、耕作面積の変更はなく50a要件を満たしております。

あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから事務局で受理したものです。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 同一世帯内の贈与でございますから何もないと思いますから。

それと、賛成されます組合員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

〔 委員 着席〕

○議長（ 君） 続きまして、議案第1号、申請番号、12-8、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） 議案第1号、農地法3条の許可申請、番号12-8について説明いたします。

今回の申請地は共有名義となっております。申請人が申請地の持ち分を贈与により所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

譲受人の年齢は52歳で古賀市内で農業をされている方です。農業従事年数は約20年と伺っております。現在の農業経営状況といたしましては、御家族とともに水稻、野菜の生産をされています。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の5ページ目をお願いいたします。今回の申請地は花鶴ヶ浜公園の南に位置している斜線部の1筆でございます。

今後の申請地における営農計画といたしましては、本申請地は共有名義でありまして、譲受人も共有名義を持っており、これまで耕作をされておりましたことから、引き続きこの場所において露地野菜等の作付を行っていききたいとのことです。

最後に、下限面積について説明いたします。

申請人の現在の耕作面積は1万185平米で、本申請地はこれまで耕作を行ってきたことから、所有権の移転を行っても耕作面積の変更はなく50a要件を満たしております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから事務局で受理しているものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

では、事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。贈与ですけれど、何もないと思いますので、申請番号12-8に対して賛成されますので、受理されます。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、申請番号、12-9、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） 議案第1号、農地法3条の許可申請、番号12—9について説明いたします。

今回の申請は、申請人申請地を贈与により所有権を移転し、農地として使用していくという内容となっております。

譲受人の年齢68歳で古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は約30年と伺っております。現在の農業経営状況といたしましては、本人と御両親で水稻、野菜の生産をされています。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の6ページ目をお願いいたします。今回の申請地は粕屋北部消防署の南に位置している丸囲み内の斜線部2筆となっております。今後の申請地における営農計画といたしましては、田として水稻の作付を行っていききたいとのことです。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は7,294平米で、今回の申請は同一世帯内での申請であることから、耕作面積の変更はなく50a要件を満たしております。

あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから事務局で受理しているものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

では、事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） これも同一世帯間の贈与でございますので番号を御案内したいと思いますので、申請番号12—9に対して賛成されます組合員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、議案書の議案、12—10と12—11は同一場所であり関係上、同じような内容でございますので、同時に一緒に審議をお願いいたします。

○係（ 君） 本案につきましては、 委員が関係者になりますので、御退席ほどお願いいたします。

〔 委員 退席〕

○係（ 君） それでは、議案第1号、番号12—10、12—11につきましては、申請地の交換による所有権の移転となりまして、双方関連いたしますから一括して説明させていた

だきます。

まず、申請について説明いたします。

申請番号、12-10の譲受人[]さんにつきましては年齢64歳で古賀市内で農業に従事されています。農業従事年数は約45年というふうに伺っております。

続きまして、申請番号、12-11の譲受人[]さんにつきましては年齢68歳で古賀市内でイチゴの観光農園、露地野菜などの作付などを行われております。

まず位置図の説明をさせていただきます。議案書の7ページ目をお願いいたします。

申請地は青柳小学校の南側、五所八幡宮の北東に位置している丸囲み内の斜線部となっております。今回交換を行うのは、申請番号12-10につきましては畑である[]と原野である[]番となっております。所有者は[]さんというふうになっております。面積につきましては、[]番が752平米で、[]番につきましては面積は46平米となっております。合計の面積が798平米となっております。

申請番号12-11につきましては、地目が畑である[]で面積は798平米となっております。所有者は[]さんとなっております。地番[]の右隣に[]さんの作業場があり、この隣接地が[]さんの農地であったほうが農作業の効率上、こちらのほうが効率がよいという御判断から両人で申請地の交換を行うということで合意に至ったものであります。

最後に、下限面積ですが、申請番号12-10の譲受人の耕作面積は1万2,469平米で地番[]の752平米を譲り受け、地番[]の798平米を譲渡しますと、耕作面積は1万2,423平米となり、50a要件を満たしております。

申請番号12-11の譲受人については、現在の耕作面積が3万1,376平米で地番[]の752平米を譲り渡し、地番[]の798平米を譲り受けると、耕作面積は3万1,422平米となり、50a要件を満たしております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから事務局で受理したものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（[]君） ありがとうございます。

では、事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。質問ないですね。

それでは、本件について賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手12/12名]

○議長（[]君） 全員賛成。ありがとうございます。

[[]委員 着席]

○議長（[]君） 議案第1号を終了いたします。

○議長（ 君） では、続きまして、日程 2、議案第 2 号、農地法第 5 条事業計画変更申請、申請番号 4-3、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第 2 号、農地法第 5 条事業計画変更申請、番号 4-3 について説明をさせていただきます。

本件につきましては、ことし 4 月期農業委員会におきまして審議いただき、許可相当な意見をいただき、5 月 14 日付で県知事許可があったものでございます。その後 9 月期農業委員会において当初計画になかった井戸ボーリングがなされたということから、違反転用事案として上程し、審議の上、県へ報告を行ったものです。その後、県等の指導により、現在は井戸については撤去されたことが現地において確認されたところです。

このことにつきまして、 君より顛末書の提出がっておりますので、読み上げさせていただきます。

〔顛末書朗読〕

○係（ 君） それでは、本件の内容について説明させていただきます。

本件については、既に譲渡人より譲受人へ土地の所有権の移転が行われており現在工事が実施されているところですが、譲受人が敷地内の雨水の排水計画について変更を行いたいとのことから事業計画の変更の申請がなされているところです。

位置図につきましては議案書の 9 ページにございますが、小山田公民館の西側に位置する 3 筆でございます。

変更内容について説明いたします。資料の 10 ページ目をお願いいたします。資料の 10 ページ目が変更前の図面となっております。

当初の計画としましては、申請地の右上上部の宅地との境にあります既設 U 型水路を生かして、この水路に接続するような形で V U 管を設置し、市道の道路側溝に接続し、雨水を排出する計画になっておりました。

今回の変更申請では、資料の 11 ページ目でございますが、赤色で縦に線を入れておりますが、この線に沿って宅地と宅地境の脇にあります水路を埋め戻しをし、かわりにコンクリートブロックを敷設し、雨水が敷地外に流れないようにすることとしております。

この構造図は 12 ページにございますが、既設の水路上に、下の図面がありますが、既設の水路上にコンクリートブロックを設置し、雨水が敷地外に出ないようにしておるものです。

排水先としましては、申請地の中心から市道との境の乗り入れ口に流れるように勾配をつけ、資料の 13 ページにありますように、市道の側溝と平行にグレーチングふたの側溝を乗り入れ口付近に設置し、集水ますを経て道路側溝へ放流するという内容になっております。

本申請の内容について、市都市計画課及び建設課と協議を行いました。乗り入れ口において

水路を設置し、グレーチングより排水を行えるようにするのであれば、従前の計画と比べ市道側溝への越水等の影響は少ないという意見があつているところです。

次に、地元水利承諾書について説明をさせていただきます。

地元からは条件つき承諾として、令和元年11月22日付の承諾書の提出があつております。条件について読み上げさせていただきます。

〔承諾書朗読〕

○係（ 君） また、この件につきましては、申請地の周辺住民より、きちんとした説明を受けていないという話が事務局のほうにあつておりましたので、 側に対して再度住民へ説明を行うよう指導をしております。その結果、隣地アンケートの提出があつており、農地の所有者からは了承を受けております。その他宅地の住民7名の方からは、了承5名、不承諾2名という結果となっております。

あわせて、区域委員さんの署名と捺印をいただいていることから事務局で受理したものです。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら、 委員。

○委員（4番 君） 補足説明をさせていただきます。

いろいろ課題問題がある感じがするんですけど、承認そのものは以前もしておりましたので、この変更について何か改正案ありましたら、先ほど事務局から説明がありましたように、承諾の条件、前回の条件にプラスして3つの条件を付けております。特に、洗浄を行わない、雨水以外は放流しない、臭気の発生する資材は持ち込まない、それから臭気・騒音等があつた場合には近隣住民、それから区の御指摘に基づいて早急に誠意ある対応を行うという条件をつけて11月20日付で小山田農区長あてに 代表取締役から水利承諾書に記載された条件を確約しますという確約書の提出があつたので、これを止めることは無理だと、一度は承認していますから認めざるを得ないという結論に達しまして地元としては承諾をしておるといふようなことです。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何か。ちょっと私、ちょっと申し上げたんですけどね、この前谷山の農区長から話があつたけど、まだ図面を持って行ってないらしい。

○委員（4番 君） 昨日谷山の農区長が小山田農区長のところに行ってこういう条件をつけたということで承諾書の写しを渡しています。それから図面がないとのことだったので私の方から図面をカラーコピーをして持って行くよう伝えてます。

○議長（ 君） ほかに何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第2号の申請番号4-3に対して賛成されます組合員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、日程3、議案第3号基盤強化法第19条（農用地利用集計計画の公告）12-50から12-130まで一挙をお願いいたします。

○係（ 君） 議案第3号について御説明いたします。

農業経営基盤強化法促進法第18条第1項により、市町村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしております。

今回、新規で6件、更新で75件の利用権設定の申し出がっております。

新規申し出の説明に入ります前に、関係者がおられますので、一時退出をお願いいたします。

会長、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員、

委員が関係者になりますので、一時退出をお願いいたします。

〔 委員、 委員、 委員、 委員、

委員、 委員、 委員、 委員 退席〕

○係（ 君） 議長が退室されましたので、退出中の進行につきましては 副会長お願いします。

○議長（ 君） はい。

○係（ 君） それでは、新規申し出について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。申請番号12-50、所在地、久保蓮町、登記簿地目、現況地目が畑が2筆、合計面積1,070平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年1月1日から令和4年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号12-51、所在地、久保蓮町、登記簿地目、現況地目が畑が2筆、合計面積1,041平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年1月1日から令和4年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。申請番号12-52、所在地、川原植松、登記簿地目、現況地目ともに田が2筆、合計面積996平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年1月1日から令和4年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号12-53、所在地、久保本反町、登記簿地目、現況地目ともに田が

2筆、合計面積1,154平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年1月1日から令和3年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、16ページをお願いいたします。申請番号12-54、所在地、青柳町百田、登記簿地目、現況地目ともに田が2筆、合計面積2,323平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年1月1日から令和6年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号12-55、所在地、青柳町百田、登記簿地目、現況地目ともに田が3筆、合計面積5,009平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和2年1月1日から令和6年12月末までの貸し借りとなっております。

17ページの申請番号12-56から、飛んで57ページの申請番号12-130まで更新のため説明は控えさせていただきます。

以上、新規の利用権設定については、全て区域委員及び近隣区域委員の署名捺印いただいておりますことから、受理しております。御審議をお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

○事務局長（ 君） ただいま申請番号12-55、議案書の16ページでございます。

説明では青柳町百田の3筆と説明をさせていただきましたが、正しくは青柳町百田の登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、青柳町下井出の登記簿地目、現況地目ともに田の筆が2筆、合計3筆5,009平米が正しくでございます。訂正しておわびを申し上げます。

○議長（ 君） ただいま事務局の説明が終わりました。何か質問ありますか。ありませんか。

○委員（8番 君） 今の金額がまちまちですけど、それは、例えば、16ページの さんの場合一方は2万円、一方は0円となっているのですが、こういうのは本人同士で決めたんですかね。市役所では指導されないんですよね。

○係（ 君） ただいまの御質問ですけれども、市役所のほうでこの金額でお願いしますということはちょっと言えませんので、あくまでも当事者同士での話し合いで決めていただいているところになります。

また、ほ場の状況とかによっても変わってきます。というのも、ハウス込みでも貸し借りとか、あと通常の田幾らという金額が高くなってこようかと思いますので、そういったあたりも含めてうちのほうでは介入できない部分となっております。

○議長（ 君） 委員よろしいですか。ほかに質問はないですか。

○委員（5番 君） 所有者が亡くなっていて貸し付人がいなくなっている表示がありますが、それはそれで仕方ないのかな。

○係（ 君） ただいまの御質問ですけれども、法定相続人となっている方全てから印鑑

を、同意をいただいております案件になりますので、登記が終わっていない部分にはそういった法定相続人の方から同意をもらった上で権利設定を行っているものになります。

○議長（ 君） ほかにどなたがおられましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、議案第3号に賛成されます農業委員の方挙手をお願いします。

〔賛成者挙手7／7名〕

○議長（ 君） 全員賛成。承認されました。ありがとうございました。

〔 委員、 委員、 委員、 委員、
 委員、 委員、 委員、 委員 着席〕

○議長（ 君） 議案を終了いたします。

午後3時35分閉会
